

平成29年度 保存版【異動者向け】

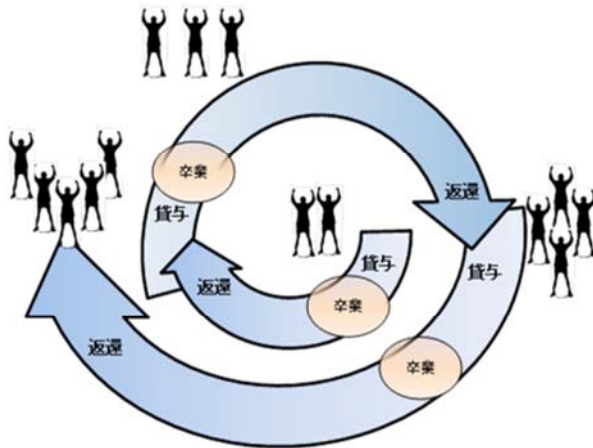
# 佐賀県 育英資金

## 返還のてびき

決定番号 (手続きや問い合わせのときに必要ですので、必ず記入してください)

				—					
--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

### 【育英資金の仕組み】



あなたが学校生活を送るために借りた育英資金は、過去に借りた先輩育英学生の返還があったことにより、貸すことができました。

今後の返還は、育英学生としての責任を持って、滞りなく行ってください。

あなたからの返還が滞ると、貸すための財源が無くなり、これから育英資金を必要とする後輩に、貸すことができなくなります。

このてびきは、借りられた佐賀県育英資金の返還について、大切なことが書いてあるので、完済するまで無くさないように保管してください。

◆-----◆  
大学等への進学や病気、失業、経済困難で返還の猶予を希望する場合は、適切に手続きを行う必要があります。滞納とならないようにしてください。

◆-----◆  
住所、電話番号などが変わる場合は、必ず届出または、県への連絡が必要です。

### 【 育英資金に関する問い合わせ、提出先 】

佐賀県 教育庁 教育総務課 (育英資金担当)

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

電話 : 0952 - 25 - 7148 (直通)

メール : ikueishikin@pref.saga.lg.jp

佐賀県育英資金の『返還のてびき』は、「借用証書・返還明細書」の記入方法以外にも、猶予申請やその他返還に関する事項が記載されているので、よく読んで、返還完了時まで無くさないように大切に保管してください。

## 目 次

<b>I 育英資金の返還について</b>	1
1 はじめに	1
2 返還の流れ	1
<b>II 借用証書・返還明細書の記入と提出</b>	2
1 借用証書・返還明細書の記入・提出	2
2 用語の意味	2
3 借用証書の記入例	3
4 返還明細書（借用証書の裏面）の記入例	4
<b>III 育英資金の返還方法について</b>	5
1 返還方法	5
2 返還金額	5
3 返還開始時期	5
4 返還期間	5
5 口座振替の手続き	6
6 口座振替ができる金融機関	6
7 延滞利子	7
8 返還金の督促	7
9 返還免除	7
10 残高証明	7
11 返還完了通知	7
<b>IV 返還猶予について</b>	8
1 猶予の手続き	8
2 猶予の流れ	8
3 猶予ができる事由の一覧表	9
4 「未就職、失業中、低所得・経済困難」の場合の猶予について	9
<b>V 諸届について</b>	11
1 届出の種類	11
2 届出の方法	11
「育英学生住所・氏名・職業変更届」の電子申請	12
○ 様式集（氏名・住所・職業変更届、育英資金返還猶予願）	13

## I 育英資金の返還について

### 1. はじめに

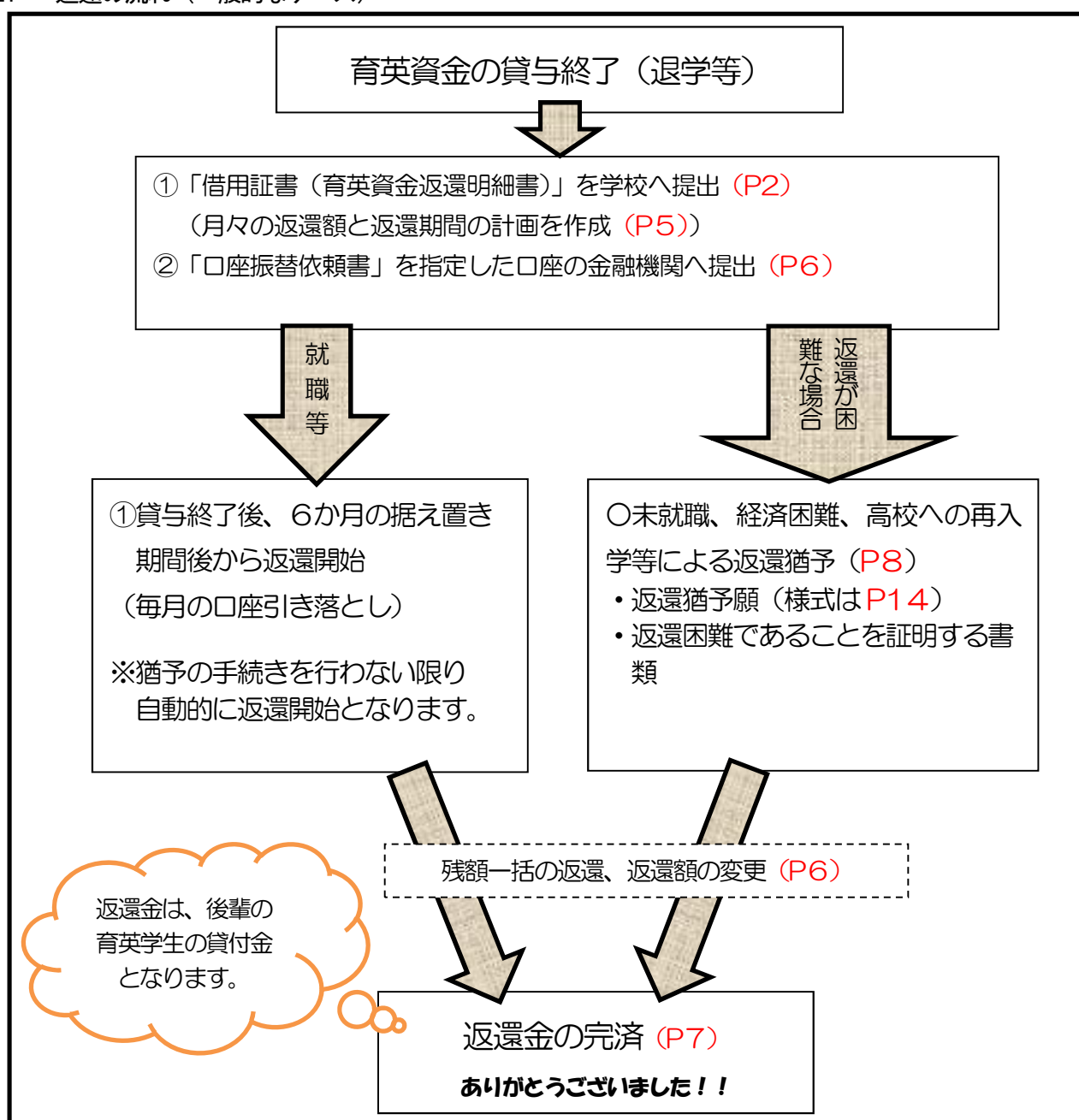
あなたが高校等の在学中に佐賀県育英学生として貸与を受けた**佐賀県育英資金は、貸付金であることから佐賀県へ返還する必要があります。**

この育英資金の**返還金は再び後輩の育英学生への貸付金として活用**されますので、返還金がなければ、将来の育英資金の貸付ができなくなります。

**育英学生の先輩としての責任を持って、滞りなく返還を行ってください。**

なお、大学等への進学などで返還の猶予を希望する場合 (P8) や、借用証書提出後に住所や電話番号等が変更となる場合 (P11) は、手続きが必要です。

### 2. 返還の流れ（一般的なケース）



## Ⅱ 借用証書・返還明細書の記入と提出

### 1. 借用証書・返還明細書の記入・提出

「借用証書・返還明細書」は、借用金額と保証関係及び今後の返還方法を確認するためのものです。必ず学校が指定する期限までに学校へ提出してください。

連帯保証人及び保証人が誰であるのか、また返還計画を忘れないためにも、記入後の「借用証書・返還明細書」のコピーを保管してください。

#### (1) 提出書類

- ① 「育英資金借用証書」(裏面は「育英資金返還明細書」です)
- ② 連帯保証人及び保証人のそれぞれの「印鑑登録証明書」(市役所等で取得した原本。3か月以内に発行されたもの)  
 連帯保証人は原則として同居の親権者(保護者)です。  
 保証人は、連帯保証人以外の成人であれば、どなたでもかまいません。

#### (2) 記入・提出にあたっての注意点

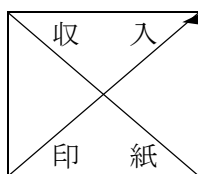
- ・黒又は紺のボールペンで記入してください。(鉛筆書き不可)
- ・本人、連帯保証人、保証人欄は、それぞれ各当人が自署押印をしてください。  
 連帯保証人及び保証人の印は、**実印(印鑑証明書の登録印)**を鮮明に押印してください。
- ・記入事項を訂正するときは、誤った部分を二本線で消し、各自の訂正印を押して、正しい事項を記入してください。(修正液等は使用不可)
- ・金額の数字については訂正不可です。誤った場合は、学校から新しい用紙をもらってください。
- ・収入印紙は不要です。
- ・借用証書を提出される際に、育英学生採用時に届け出た連帯保証人、保証人を変更することは可能です。変更される場合は、借用証書に新しく連帯保証人、保証人となる者が署名押印し、印鑑登録証明書を添付してください。(借用証書を提出された後に、連帯保証人・保証人を変更される場合については、別途届出が必要となります。

### 2. 用語の意味 … 各人の意味をご理解いただき、借用証書を記載してください。

育英学生	育英資金の貸与を受けた本人(以下「借受者」)です。
連帯保証人	原則として親権者(保護者)です(通常は、父母が親権者です)。 借受者と連帯して、返還の責任を負います。借受者と連帯保証人に対して、同時に請求することがあります。 また、借受者に請求せず、連帯保証人に請求することがあります。
保証人	借受者及び連帯保証人が債務を返還できないときは、保証人に請求します。

3. 借用証書の記入例

様式第12号 (第10条関係)



収入印紙は不要です

県からの依頼書を確認して借用金額を記入してください。

育英資金借用証書

借用金額

百	十	万	千	百	十	円
	7	4	8	0	0	0

佐賀県育英資金貸与条例による育英学生として貸与を受けた育英資金は、同条例及び佐賀県育英資金貸与条例施行規則の規定に従い、私ども連帯で育英資金返還明細書のとおり滞りなく返還します。

ボールペンなどではっきり記入してください(鉛筆不可)。書き間違いなどにより訂正する場合は、訂正印による訂正を行ってください。(修正液や修正テープは使用不可)

平成29年 〇〇月〇〇日

佐賀県教育委員会教育長 様

連帯保証人は原則として同居の親権者(保護者)です

・それぞれの実印(印鑑登録証明書の登録印)を押印してください。  
 ・印影がはっきりと見えるように押印してください。  
 ・連帯保証人、保証人の印鑑登録証明書を添付してください。  
 ・押印が不鮮明、実印相違の場合は訂正を求めます。

自宅電話や携帯電話がない方は、「なし」と記入してください

本人 〒 840-XXXX  
 (自署) 住所 佐賀市〇〇町〇番〇号  
 フリガナ サガ イクコ  
 氏名 佐賀 育子  
 自宅番号 0952-△△-XXXX  
 携帯番号 070-△△△△-XXXX  
 決定番号 XXXX-XXXXXX

連帯保証人(原則、同居の親権者) 〒 840-XXXX  
 (自署) 住所 佐賀市〇〇町〇番〇号  
 フリガナ サガ ヒテオ  
 氏名 佐賀 英夫  
 自宅番号 0952-△△-XXXX  
 携帯番号 090-△△△△-XXXX  
 本人との続柄 父

保証人 〒 841-XXXX  
 (自署) 住所 鳥栖市〇〇町〇番〇号  
 フリガナ トス タロウ  
 氏名 鳥栖 太郎  
 自宅番号 なし  
 携帯番号 080-△△△△-XXXX  
 本人との続柄 叔父

佐賀

佐賀

鳥栖 ※実印

(それぞれ自署押印してください。同一筆跡は書き直しを求めます。)

注 文字は楷書で、数字は算用数字で正確に記入してください。

4. 育英資金返還明細書（借用証書の裏面）の記入例

毎回の返還額や返還期間の設定については、6ページの説明もあわせてご覧ください。

様式第13号その1（第10条関係）

別紙の借用証書提出依頼書に記載があります。 育英資金返還明細書（一般用） 貸与対象の高校等です。

フリガナ氏名	サガ イクコ 佐賀 育子	出身学校名	佐賀高校
決定番号	XXXX-XXXXXX	貸与終了年月日	平成29年 〇〇月 〇〇日
生年月日	平成XX年X月X日生	貸与終了の理由	※ 満期・辞退・退学・廃止
借用金額	千 百 十 円 7 4 8 0 0 0	毎回の返還額	百 十 万 千 百 十 円 4 5 0 0
返還方法	※ 一括・年賦・半年賦・月賦	返還期間	平成〇〇年〇〇月から 平成〇〇年 〇〇月まで
卒業後の連絡先	住所	〒840-XXXX 佐賀市〇〇町〇番〇号	
	電話番号	0952-△△-XXXX (携帯電話：090-△△△-XXXX)	

あなたの借用金額を記入してください。県からの依頼書を確認してください。

注 1 この用紙の  
2 ※には、計  
3 金額等を計  
4 返還に当り  
還額に計算

毎回の返還金額については、返還基準月額以上の金額を計画してください。  
例)基準月額が4,500円であれば、4,500円や5,000円、10,000円など。

6か月の据え置き期間後の年月から開始となり、借用金額を毎回の返還額で割って終期を計算します。  
※返還困難であるため猶予を予定されている方も、開始年月は同様となります。

未定の場合は自宅を記入してください。

### Ⅲ 育英資金の返還方法について

#### 1. 返還方法（原則）

あなたが設定した毎回の返還金額を、口座振替(指定の口座からの引き落とし)によって毎月返還していただきます。

#### 2. 返還金額

毎回の返還金額は、あなたの「借用金額」(高額通学費加算額を含む)によって、下表の「返還基準月額（下限額）」が決まっており、この「返還基準月額」以上の額を任意で定めることができます。

たとえば、「返還基準月額」が4,500円であれば、4,500円や5,000円、10,000円などと「毎回の返還額」の計画ができます。

なお、毎回の返還額は100円未満を切り捨てた額とし、切り捨てた額は、最終の返還額に加算されます。

借 用 金 額	返還基準月額（下限額）
108万円以下	4,500円
108万円超、132万円以下	5,500円
132万円超	借用金額の1/240（千円未満切り上げ）

#### 3. 返還開始時期

貸付終了後、6か月の据え置き期間後から開始します。貸与が平成29年3月までであった場合、平成29年10月が開始となります。

進学等により、猶予申請を予定されている方も、返還開始時期は同様です。（猶予手続きはP8）

なお、6カ月の据置期間を待たずに前倒して返還することも可能です。

#### 4. 返還期間

「借用金額」を「毎回の返還額」で割って算出した月数（端数切り捨て）が、返還期間です。

「借用金額」÷「毎回の返還額」＝「返還期間(月数)」

例) ① 借用金額 748,000円で、毎回の返還額が4,500円の場合

748,000円÷4,500円≒166月（＝13年10月）

返還期間 平成29年10月から平成43年7月まで

② 借用金額 1,280,000円で、毎回の返還額が5,500円の場合

1,280,000円÷5,500円≒232月（＝19年4月）

返還期間 平成29年10月から平成49年1月まで

算出した返還期間を「返還明細書」へ記入してください。

## 5. 口座振替の手続き

### ① 手続き

- ・ 口座振替による返還のためには、口座情報を「佐賀県育英資金返還金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」（3枚複写の用紙）に記入し、通帳の銀行届出印を押印のうえ、指定した口座の金融機関へ提出してください。（金融機関では、本人確認や通帳の確認などが行われる場合があります。）
- ・ 口座の名義は、原則として育英学生本人ですが、連帯保証人も可能です。
- ・ 返還猶予の申請手続きを予定される方も同様に手続きが必要です。
- ・ 用紙に記入する決定番号は、依頼書に記載している11桁（4桁と7桁）の決定番号のことで
- ・ 依頼書の3枚目の「申込者保管用」（お客様控え）は、手続きの際に金融機関から控えとして渡されます。返還完了まで、大切に保管してください。

### ② 口座振替日

- ・ 返還月の25日（金融機関が休業日の場合は、翌営業日）が振替日です。
- ・ 残高が不足した場合、滞納と見なされますので注意してください。

### ③ 領収書

- ・ 領収証は通帳に記載される印字により領収書の発行に代えさせていただきます。

### ④ その他

- ・ 指定している口座を別の口座へ変更する場合は手続きが必要です。事前に佐賀県教育総務課まで連絡してください。
- ・ 口座番号の変更や名義人の改姓があった場合も同様に連絡してください。

## 6. 口座振替ができる金融機関

口座振替を利用できる金融機関は下記のとおりです。振替手数料は県で負担します。

佐賀銀行	みずほ銀行	佐賀共栄銀行	親和銀行 (県内支店の口座のみ)
長崎銀行 (県内支店の口座のみ)	佐賀信用金庫	唐津信用金庫	伊万里信用金庫
九州ひぜん信用金庫	九州労働金庫	佐賀東信用組合	佐賀西信用組合
佐賀県信用農業 協同組合連合会 (佐賀県内のJA)	佐賀県信用漁業 協同組合連合会	ゆうちょ銀行 (九州内〔沖縄県を除く〕 の支店等の口座に限る)	福岡銀行

### 【注意事項】

- ・ 「毎回の返還額」を決める際には、将来を考えて、返還に無理が生じないようにしてください。
- ・ 借入金額を全額一括で返還することもできます。また、返還中に毎月の返還金額を変更することもできます。詳しくは、佐賀県教育総務課まで連絡してください。
- ・ 口座振替の毎月払い以外の返還方法を希望する場合は、佐賀県教育総務課にご相談ください。



## 7. 延滞利子

佐賀県育英資金は無利子の貸与ですが、あなたが計画した返還期日を6か月過ぎるごとに、滞納金額に対して5%の延滞利子を課します。

滞納とならないためにも、指定した口座振替の預貯金口座の残高が、毎回の返還額を下回らないように注意してください。

## 8. 返還金の督促

指定した口座の残高不足などで、計画した返還金が納入されず、滞納となった場合は、次の督促請求などを行います。

- ① 文書や電話、訪問により返還を督促請求
- ② 同様に、連帯保証人や保証人にも督促請求
- ③ 専門の債権回収会社に滞納者（連帯保証人、保証人を含む）への催告業務を委託
- ④ 返還金の残額を一括して請求して裁判所に対する支払督促の申立から強制執行（給与や預貯金などの差し押さえ）に至るまでの法的  
手続をとることもあります。

※ 返還猶予の手続きが漏れていたために返還期日が到来し、延滞となっているケースがありますので、猶予の手続きを予定する場合は、適切な時期に行ってください（詳しくは次ページ）。

## 9. 返還免除

育英学生が死亡又は心身障害などのために労働能力を喪失し、返還不能と認められたときは、返還を免除することがありますので、佐賀県教育総務課にご相談ください。

## 10. 返還金の残高証明

返還中に育英資金の貸付金の残高証明が必要となった場合は、発行することができますので、佐賀県教育総務課にご相談ください。

なお、証明のために佐賀県証紙（350円）が必要となります。

## 11. 返還完了通知

返還が完了したときは「返還完了通知」及び提出いただいた借用証書を返送します。

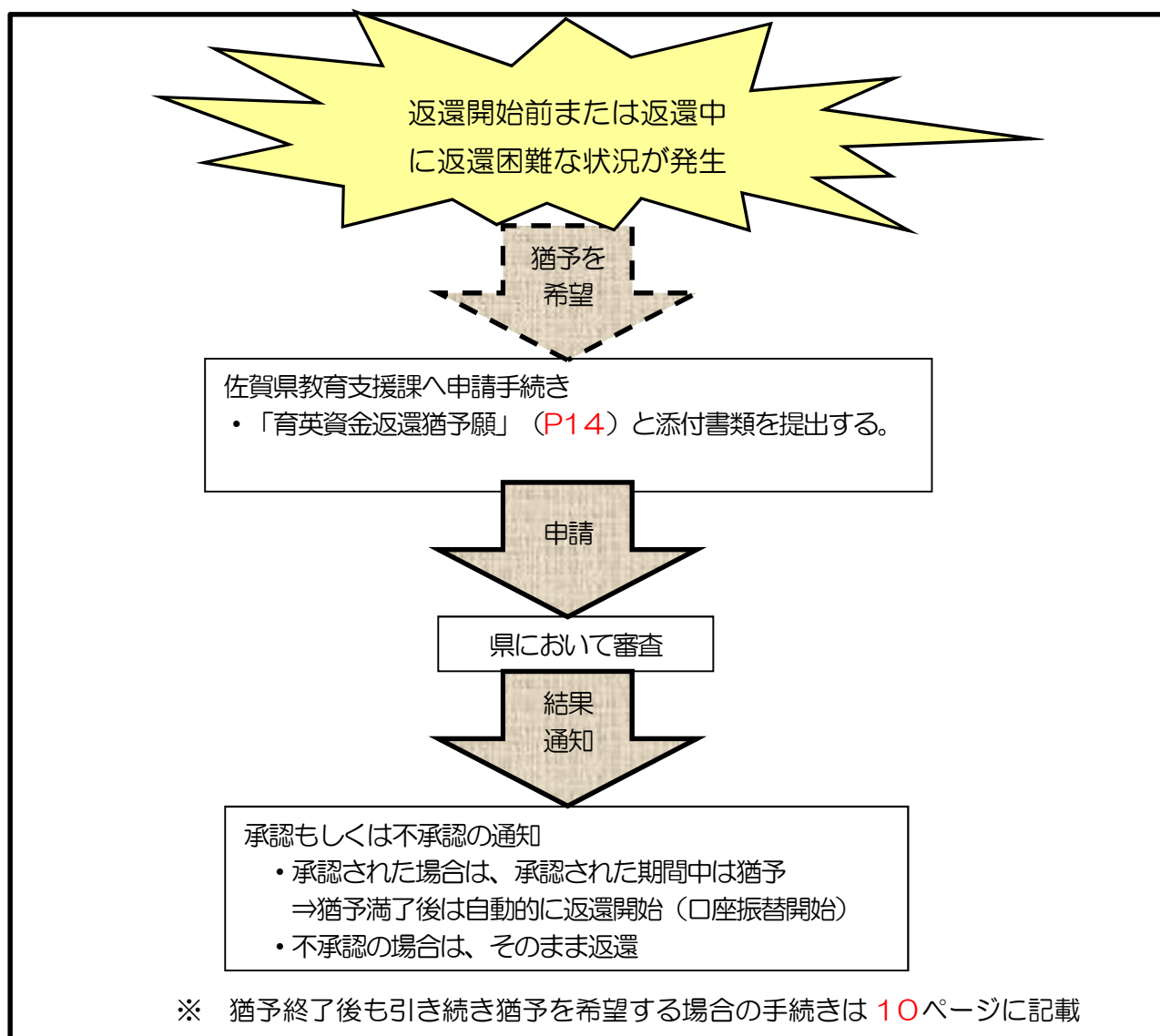
## IV 返還猶予について

### 1. 猶予の手続き

大学、短大、専門学校等への進学や病気、ケガなどで、育英資金の返還が一時的に困難な場合は、返還猶予（返還期限を先に延ばすこと）することができます。

次ページの一覧表に記載されている「猶予できる事由」に該当し、猶予を希望する場合は、「育英資金返還猶予願」（様式 14:てびき 14 ページ）と一覧表に記載されている書類を添付のうえ、佐賀県教育総務課へ提出する手続きが必要となります。

### 2. 猶予の流れ



## 3. 猶予ができる事由の一覧表

願出の事由		添付書類	添付書類発行元	猶予期間
1	大学・大学院・短期大学・専修学校専門課程に進学、在学中	在学証明書	進学、在学する 学校長	進学先の学校の卒業 予定月の6か月後まで  ※大学院への進学、留年 等により卒業が延びる場 合は再度手続が必要
2	医学実地修練に従事	そのことを明らかにする 証明書	従事している 医療機関	実地修練の終了月まで
3	災害	罹災証明書等	市区町村長 消防署長	その事由が続いている 期間中、1年ごとに願い 出る。 ただし、(*)印の事由 は、原則、通算5年が限 度
4	病気、ケガ	診断書	医師	
5	生活保護受給中	生活保護受給証明書	福祉事務所長	
6	専修学校一般課程の 在学生 (*)	在学証明書	在学する学校長	
7	入学準備中 (*)	そのことを明らかにする 証明書	予備校長等	
8	外国に留学中、 又は外国で研究中 (*)	そのことを明らかにする 証明書 (日本語訳を添付)	その学校、 又は機関の長	
9	①卒業後の未就職	下記の (注) を参照		①、②は、1年間限り。 ③は、その事由が続いて いる期間中、1年ごとに 願い出る。
	②失業中			
	③低所得・経済困難			
10	出産、育児による休業	休業証明書 (休業期間が明 記されたもの)	勤務先	その事由が続いている 期間中、1年ごとに願い 出る。
11	その他真にやむを得ない事由	そのことを明らかにする 証明書	証明できる者	

(注) 「3. 9 未就職、失業中、低所得・経済困難」の場合の猶予について  
各事由についての添付書類は次のとおりです。

- ① 高校、大学等を卒業後の未就職や低収入 (一時的なアルバイトを含む)  
次の(1)～(3)の書類のうち、いずれかの提出が必要です。
- (1) 健康保険証 (国民健康保険は不可) のコピー (被扶養者であることが分かるもの)
  - (2) 出身学校教諭・教授の求職活動中又は無職であることの証明 (職名・署名・押印必要。  
様式自由。)
  - (3) 直近給与明細連続3ヶ月分のコピー (事業所名・本人名・支給額・支給年月が明記されてい  
ること)

- ② 失業中（雇用保険が適用されていた就労先だったが、離職した場合。離職後に一時的なアルバイトをしている者を含む）

次の(1)～(4)の書類のうち、いずれかの提出が必要です。

- (1) 雇用保険受給資格者証（就職活動記録面含む）のコピー
- (2) 雇用保険被保険者離職票のコピー
- (3) 失業者退職手当受給資格証のコピー
- (4) 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書のコピー（喪失理由が離職で、離職年月日が確認できる場合に限る）

- ③ 低所得・経済困難（長期間の失業、未就職の者を含む）

低所得・経済困難は、本人の年収が概ね180万円（所得額で108万円）を下回る状況をいいますが、本人の扶養の状況によって変動します。

次の(1)～(3)の書類の提出が必要です。

- (1) 所得証明書、又は市町村県民税（所得・課税）証明書（所得金額が明記されているもの）。  
（扶養家族がいる場合は、扶養状況も明記されているもの）
- (2) 就労している場合は、直近給与明細連続3ヶ月分のコピー（事業所名・本人名・支給額・支給年月が明記されていること）
- (3) 扶養家族がいる場合は、住民票

#### 【留意事項】

##### ○猶予願の審査について

- ・ 提出された書類の内容を確認して審査した結果、猶予が承認されない場合があります。
- ・ 資料が不足して状況確認ができない場合は、猶予が承認されません。
- ・ 前ページの一覧表に示した添付書類以外の書類を求めることがあります。
- ・ 前ページの一覧表に示した添付書類が取得できない場合は、佐賀県教育総務課へご相談ください。

##### ○猶予できる事由について

- ・ 長期間、「9-①未就職」や「9-②失業中」が続く場合は、「9-③低所得・経済困難」の事由とします。
- ・ 専業主婦の場合で、9-③低所得・経済困難を理由として返還猶予申請を行ったときは、本人だけでなく、世帯全体の収入で判断しますので、主たる家計維持者の収入(所得)の状況が分かる書類が必要です。

##### ○引き続きの猶予について

- ・ 引き続き猶予を希望する場合は、猶予開始を希望する月の2か月前から手続きができます。

##### ○猶予中の返還開始について

- ・ 猶予中に返還を開始できる状況になれば、佐賀県教育総務課へお申し出ください。

猶予は、将来にわたる返還期限を先に延ばすものであり、すでに延滞となっている返還金については、猶予が承認されません。

返還することが困難な状況で、猶予を希望する場合は、適切な時期に、すみやかに手続きを行ってください。

## V 諸届について

### 1. 届出の種類

あなたの状況に、下記の変更があった場合は、届出（願出）を行ってください。

届出が必要なとき	様式番号	様式名	特記事項
就職したとき	7	就職届	・就職先が決定次第、届出
氏名や住所、職業が変わったとき	8	氏名・住所・職業変更届	・変更のつど届出が必要
連帯保証人(保証人)を変更するとき	9	連帯保証人(保証人)変更届	・新(連帯)保証人の「印鑑証明書」を添付
毎回の返還金額を変更したい、一括で返還したいとき	佐賀県教育総務課へご相談ください。		
口座振替の指定口座を変更したいとき	佐賀県教育総務課へご相談ください。		

### 2. 届出の方法

- ・様式は、佐賀県のホームページにも掲載しています。また県から郵送することも可能です。
- ・「氏名・住所・職業変更届」は、電子申請をすることができます（次ページに操作手順を掲載）。
- ・「就職届」「氏名・住所・職業変更届」は、佐賀県教育総務課あてメールや電話でも受け付けています。メールアドレスや電話番号は、このてびきの表紙に掲載しています。

#### 【佐賀県ホームページ】

<http://www.pref.saga.lg.jp/>

#### 【届出様式の掲載場所】

- ・佐賀県ホームページ>くらしと教育>育児・教育>教育方針・広報>佐賀県育英資金のご案内>返還中の方へ
- ・検索エンジンにて「佐賀県育英資金」で検索

住所が変更となった場合、電話番号も変わり、郵便物が届かないために、重要なお知らせが通知できないことがあります。

「住所」や「電話番号」に変更がある場合は、必ず届出を提出するか、県教育総務課へ連絡をしてください。

「育英学生住所・氏名・職業変更届」の電子申請

1	<p>佐賀県のホームページから、「電子行政サービス」「申請・届出」をクリックします。</p> <p>※ 検索エンジンにて「佐賀県電子申請」で検索</p> <p>※ URL : <a href="https://www.pref.saga.lg.jp/shinsei/">https://www.pref.saga.lg.jp/shinsei/</a></p>
2	<p>① 表示された画面の「メニュー」から“電子申請へ”をクリックする。</p> <p>② 表示された電子申請のトップページから“届出・報告”アイコンをクリックする。</p> <p>③ 表示された「届出・報告」のページで“住所等変更”欄の“育英資金”をクリックします。</p> <p>④ 「届出・報告－住所等変更－育英資金」に関して可能な申請のリストが表示されます。</p> <p>⑤ 表示されたリスト内、“育英学生住所・氏名・職業変更届”の項目から、「電子申請」欄の“申請へ”アイコン（緑色）をクリックします。</p>
3	<p>① 電子申請システムへのログインページが開きますので、ID を持っている方はログイン処理を実施してください。また、ID をお持ちでない方はID 登録を行なってください。</p> <p>② 登録後ログインを行ないます。</p> <p>~~~~~</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ID 登録 :</p> <p>① ログインページの中央部にある“ID 登録”のリンクをクリックし、ID 登録ページを開きます。</p> <p>② ID 仮登録のためにメールアドレスを入力後、送信ボタンを押します。</p> <p>③ 指定されたアドレスに本登録 URL 配信のためのメールが送信されますので、メール内の URL を押すと、遷移します。</p> <p>④ 「登録の前にご確認ください」をお読みの上、ページ下部にあります“同意する”を選択します。</p> <p>⑤ 「ID 登録：個人・団体」から“個人”を選択し、「次へ」ボタンを押します。</p> <p>⑥ 開かれる画面上で登録内容を記入（必須項目は必ず入力）し、「確認」ボタンをクリックします。</p> <p>⑦ 内容確認画面で入力内容をご確認の上、「登録」ボタンを押し ID 登録を行ないます。</p>
4	<p>① 申請入力ページが表示されますので、必須項目と変更事項への情報入力後、左側に配置されている“内容確認”ボタンをクリックし、入力内容を確認します。</p> <p>確認画面は、入力画面とは申請書様式の PDF で表示されます。</p> <p>② 内容確認後、“申請”ボタンをクリックし、申請処理を行ない、完了です。</p>
<p><b>申請後の状況確認について</b></p> <p>申請後の処理状況は、電子申請システムにログインし、ページ右上部にある「申請履歴」のリンクをクリックし、履歴表示画面を開くことで確認できます。</p>	

氏名 ・ 住所 ・ 職業変更届

年 月 日

佐賀県教育委員会教育長 様

〒  
住 所  
フリガナ  
氏 名  
決定番号

在学（卒業）学校  
学校名  
（在学生は学年 第 学年）

年 月 日に下記のとおり氏名・住所・職業を変更しましたので、届け出ます。

記

氏名	本人	新	(フリガナ)
		旧	
	連帯保証人	新	(フリガナ)
		旧	
住所	本人	新	〒 電話番号 ( ) -
		旧	〒 電話番号 ( ) -
	連帯保証人	新	〒 電話番号 ( ) -
		旧	〒 電話番号 ( ) -
職業	本人	新	新勤務先の名称及び所在地 勤務先名 所在地 〒
	本人	旧	旧勤務先の名称及び所在地

- 注 1 卒業学校名については、育英資金の貸与を受けていた学校名を記入してください。  
2 氏名、住所及び職業の変更については、該当する欄に必要な事項を記入してください。

## 育英資金返還猶予願

平成 年 月 日

佐賀県教育委員会教育長 様

本人 千

住所

フリガナ  
氏名

印

電話番号

決定番号

最終受領育英資金 平成 年 月分

借用終了時の学校名

連帯保証人 千

住所

氏名

電話番号

下記のとおり育英資金の返還を猶予して下さるよう申請します。

### 記

1 希望する返還猶予期間

平成 年 月から平成 年 月まで

※大学、短大、専門学校等へ進学による猶予の場合は、卒業予定年月 平成 年 月  
(修学予定期間  年間)

2 返還猶予を申請する理由

3 家族の状況

注1 返還猶予を申請する理由は、進学、災害、疾病、その他やむを得ない事由について、詳細に記入し、その事由を証明する書類を添付してください。

2 家族の状況の欄は、返還猶予を希望する理由が進学のときは、記入する必要はありません。



メ 毛

**【留意事項】**

このたびきに記載されている事項について、予告なく変更される場合があります。

**【個人情報の取り扱いについて】**

佐賀県育英資金の返還手続きに伴い収集した個人情報は、原則として佐賀県育英資金返還事務のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。